

【米国】USPTO、Fast-Track Appeals Pilot Program を 2028 年 5 月まで延長

米国特許商標庁 (USPTO) の特許審判部 (PTAB) は、2026 年 5 月 6 日、「Fast-Track Appeals Pilot Program (早期審理パイロットプログラム)」の実施期間を 2028 年 5 月 6 日まで延長すると発表しました。

本プログラムは、査定系審判 (ex parte appeal) について、申立人が請願書 (petition) を提出することで、PTAB による審理を迅速化できる制度です。

2020 年 7 月にパイロットプログラムとして開始されて以降、出願人から継続的な利用があり、迅速な審判判断に対する需要が確認されたことなどを踏まえ、今回さらに 2 年間延長されることとなりました。

また、今回の延長に伴い、PTAB は、対象となる査定系審判について、従来の「6 か月以内での審決」から短縮し、「4 か月以内での審決」を目標として運用するとしています。

なお、本プログラムの利用には、PTAB への請願書提出および請願費用 (2026 年 5 月時点で 452 米ドル) の支払いが必要です。また、早期審理の対象として認められる件数は、原則として四半期ごとに 125 件に制限されています。

詳細につきましては 2026 年 5 月 6 日付け官報 (Federal Register) をご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2026/05/06/2026-08798/extension-and-modification-of-the-fast-track-appeals-pilot-program>

また、USPTO の以下 URL もご参照ください。

https://www.uspto.gov/patents/ptab/fast-track-appeals-pilot-program?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term